

携帯電話等について

下記の事例を見かけたら

情報提供にご協力ください

✓ 端末の値引き等

- 通信役務の継続利用と端末の購入を条件として、端末代金の割引が行われた
- 新規契約と通信役務の継続利用を条件として、端末代金の割引が行われた
- 通信役務の利用と端末の購入を条件として、2万円を超える端末の割引が行われた
- 新規契約と通信役務の利用を条件として、2万円を超える端末代金の割引が行われた

- 端末を購入しないとき、端末を購入する場合より通信料金が高かった
- 新規契約を条件として、通信料金の割引が行われた

...etc

※「割引」はキャッシュバックやゲーム機等の物品の提供を含む。

✓ 不当な囲い込み

- 契約期間が2年を超える、違約金のある契約が提供されていた
- 1000円を超える違約金が設定されていた
- 契約・更新時、契約期間満了後に期間拘束のある契約で更新するかどうかを選べなかった
- 違約金がかからずに契約解除できる更新期間が3か月未満だった

...etc

✓ 不適切な広告表示

- 値引きやキャッシュバックの条件が書いていなかった。書いてあったが、文字が小さくわかりづらかった

...etc

端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口

詳しくは裏面へ

端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口

メールに記載いただきたい内容

1. 携帯電話事業者の名称
2. 情報提供の対象
 - (1) 端末の値引き等に関する情報の場合
 - ①対象の端末（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット及びモバイルルータ）
 - ②利益の提供の形態（端末の値引き・キャッシュバック等）及びその額
 - ③端末の値引きの場合、端末の機種名、記憶容量及び色
 - ④利益の提供等の条件が確認できる店頭ポスターやチラシ等をスキャン又は撮影した画像ファイルの添付
 - (2) 不当な囲い込みに関する情報の場合
 - ①通信契約の提供等の条件が確認できる店頭ポスターやチラシ等をスキャン又は撮影した画像ファイルの添付
 - ②通信契約の提供等の条件が確認できる通信契約の約款・契約書等（個人情報を含めたもの。）
 - (3) 不適切な広告表示に関する情報の場合
 - 不適切な広告表示が確認できる店頭ポスターやチラシ等をスキャン又は撮影した画像ファイルの添付
3. 実施店舗の名称又は場所（可能ならば店舗が特定できる住所）の記載

店舗の所在地	連絡先
北海道	北海道総合通信局 mobileprice_hokkaido@soumu.go.jp
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北総合通信局 mobileprice_tohoku@soumu.go.jp
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	関東総合通信局 mobileprice_kanto@soumu.go.jp
新潟、長野	信越総合通信局 mobileprice_shinetsu@soumu.go.jp
富山、石川、福井	北陸総合通信局 mobileprice_hokuriku@soumu.go.jp
岐阜、静岡、愛知、三重	東海総合通信局 mobileprice_tokai@soumu.go.jp
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	近畿総合通信局 mobileprice_kinki@soumu.go.jp
鳥取、島根、岡山、広島、山口	中国総合通信局 mobileprice_chugoku@soumu.go.jp
徳島、香川、愛媛、高知	四国総合通信局 mobileprice_shikoku@soumu.go.jp
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	九州総合通信局 mobileprice_kyushu@soumu.go.jp
沖縄	沖縄総合通信事務所 mobileprice_okinawa@soumu.go.jp